

## 令和3年度CSO未来への一歩応援事業による伴走支援希望団体募集要領

### 1. 趣旨

県内で優れた活動を続けてきたCSOが、将来にわたって活動を継続していくためには、未来を担う人材の育成が欠かせませんが、日々の活動に追われる中で、人材の募集や育成などの取組にまでは、十分に手が回っていないところも少なくありません。

こうした状況を踏まえて、県では、将来にわたって活動を継続できる「自立したCSO」のモデルを創出するために、公益財団法人佐賀未来創造基金による伴走支援を受けながら、新たな人材の育成に取り組もうとするCSOを募集します。

※ CSOとは、Civil Society Organizationsの略で、NPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会、婦人会、老人会、PTAなども含めた社会的な組織・団体を指します。

### 2. 募集団体数

1団体（予定）

※支援対象とする団体は、「7. 採択方法」において定める方法により選定します。

### 3. 応募資格要件

本事業による支援に応募できる者は、次の要件の全てを満たす者とします。

なお、応募資格要件の確認のために、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 県内に事務所を置き、総会や理事会などにより団体の意思決定を行っていること。
- (2) 特定非営利活動促進法別表（第2条関係）に掲げる活動又はその他社会貢献を行う非営利活動団体であること。
- (3) これまでの団体の活動実績に対して、国や地方公共団体、公益財団法人等からの表彰等の実績があるなど、地域になくってはならないCSOとして評価されていること。
- (4) 令和3年度において、新たな人材の採用・育成（有償ボランティアを含む）に取り組む意思があること。
- (5) 過去3年分以上（団体の創設の日から3年を経過していない場合には創設の日以降）の事業活動や決算・財務の情報を広く開示していること。
- (6) 自己又は自社の役員等が次に掲げるいずれにも該当しないこと。
  - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- (ウ)暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (エ)自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (オ)暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (カ)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (キ)暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) (6)の(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

#### 4. 支援内容

支援の対象となったCSOは、公益財団法人佐賀未来創造基金を通じて、次のような支援を受けることができます。また、公益財団法人佐賀未来創造基金の助成事業等による支援についても受けることができます。

- (1) 新規人材の育成のための組織基盤の整備につながる取組への支援
  - (ア)新規人材の育成における団体内での課題の洗い出しに係る支援
  - (イ)人材育成を下支えするための収益確保策に対する助言
  - (ウ)各種規程や制度等の整備に係る支援
  - (エ)効果的な人材募集のための支援
- (2) 人材の育成・定着につながる各種取組への支援
  - (ア)新規採用した人材及び代表者との定期面談の実施
  - (イ)CSOと新規採用した人材とのミスマッチ解消に資する支援
  - (ウ)他のCSOでの人材との交流機会の提供（年1回以上）
  - (エ)他のCSOでの取組事例に係る勉強会の場の提供（年1回以上）
- (3) その他、上記内容を効果的に実施するために必要となる各種支援

#### 5. 支援期間

採択された日から令和4年(2022年)3月31日(木)まで

#### 6. 応募方法

- (1) 提出書類
  - (ア)人材採用・育成計画書（別紙1）
  - (イ)事業報告書又はこれに類するもの（直近のもの）
  - (ウ)活動計算書又はこれに類するもの（直近のもの）
  - (エ)誓約書（別紙2）
  - (オ)その他参考資料（募集資格要件を満たすことを証明する書類など）

(2) 応募方法

6 (1) に定める提出資料を作成し、郵送、電子メール又は持参のいずれかの方法で、6 (3) に記載した応募先に提出してください。

応募用紙は、「9. 問い合わせ先」に記載の担当課窓口又は佐賀県ホームページなどにおいて配布・配信します。

(3) 応募先

佐賀県県民環境部県民協働課 協働社会推進担当

(※) 住所や電話番号等は、「9. 問い合わせ先」を参照してください。

(4) 応募期間

令和3年(2021年)5月10日(月)17:00まで(厳守)

7. 採択方法

(1) 支援団体の選定

CSO 未来への一歩応援事業支援団体審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、6により提出された書類や電話によるヒアリング内容等を踏まえて、支援団体を選定します。

(2) 評価項目

支援団体の選定における評価項目は、次のとおりです。ただし、(ア)に定める資格審査で、応募要件を満たしていないと判断されたCSOは失格となります。

(ア)資格審査

- ① 「3. 応募資格要件」に定める要件を全て満たしているか
- ② 支援申請書の記載されている内容が本事業の趣旨と適合しているか

(イ)内容審査

- ① 必要性
  - ・団体内において新規人材の採用や育成について課題を抱えているか
  - ・地域課題の解決にあたって地域になくってはならないCSOとして評価されているか
- ② 具体性
  - ・新規人材に取り組みせようとしている内容に具体性があるか
  - ・団体が求める人材の要件や採用条件等が具体的かつ現実的であるか
- ③ 自主性
  - ・団体として新規人材の育成を進めていく強い意志があるか
  - ・人材の育成を通じて団体の現状を見直し、改革していく意志があるか
- ④ 継続性
  - ・雇用を継続するために必要な財源の確保策について検討されているか
  - ・中長期的な視点から新規人材の育成について検討しているか

⑤ モデル性

- ・CSOにおける人材育成のモデル的な取組となることが期待できるか
- ・伴走支援終了後も継続して採用や育成を続けることが期待できるか

(3) 結果の通知

採択結果については、応募した団体に通知するとともに、県のホームページにおいて公表します。

なお、採択通知の時期は、5月下旬を予定しています。

8. その他

提出された書類は原則として返却しません。

9. 問い合わせ先等

(1) 担当課

佐賀県 県民環境部 県民協働課 協働社会推進担当

(佐賀県庁・旧館1階南側)

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

電話：0952-25-7374 (直通)

FAX：0952-25-7561

E-mail：[kenminkyoudou@pref.saga.lg.jp](mailto:kenminkyoudou@pref.saga.lg.jp)

(2) 佐賀県ホームページ

アドレス：[https://www.pref.saga.lg.jp/ki\\_ji00373699/index.html](https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00373699/index.html)

(佐賀県ホームページ>分類から探す>くらし・子育て>人権・男女共同参画・市民活動・UD(ユニバーサルデザイン)>県民協働(NPO/CSO)活動支援>CSO(市民社会組織)>お知らせ

(参考)

特定非営利活動促進法 別表(第二条関係)

(平一四法一七三・平二三法七〇・一部改正)

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動